

議第211号

グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例の制定について  
 グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例

グリーンヒル郷原設置条例（平成5年呉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条の3，第4条，第7条，第7条の2関係）		別表第1（第2条の3，第4条，第7条，第7条の2関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
宿泊施設	一人1泊につき <u>2,600円</u>	宿泊施設	一人1泊につき <u>3,100円</u>
サフランⅠ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>6,000円</u>	サフランⅠ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>9,200円</u>
サフランⅡ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>6,000円</u>	サフランⅡ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>9,200円</u>
ローズマリーⅠ（研修室）	1日につき <u>2</u> <u>0,000円</u>	ローズマリーⅠ（研修室）	1日につき <u>2</u> <u>4,000円</u>
ローズマリーⅡ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>6,000円</u>	ローズマリーⅡ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>9,200円</u>
多目的広場	1日につき <u>1</u> <u>5,000円</u>	多目的広場	1日につき <u>1</u> <u>8,000円</u>
ゲートボール場	1日につき <u>2</u> <u>0,000円</u>	ゲートボール場	1日につき <u>2</u> <u>4,000円</u>
別表第2（第4条，第7条関係）		別表第2（第4条，第7条関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
食品加工場	1日につき <u>6,</u> <u>000円</u>	食品加工場	1日につき <u>4,</u> <u>200円</u>
市民農園	1月1区画につき <u>400円</u>	市民農園	1月1区画につき <u>480円</u>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

グリーンヒル郷原の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。